

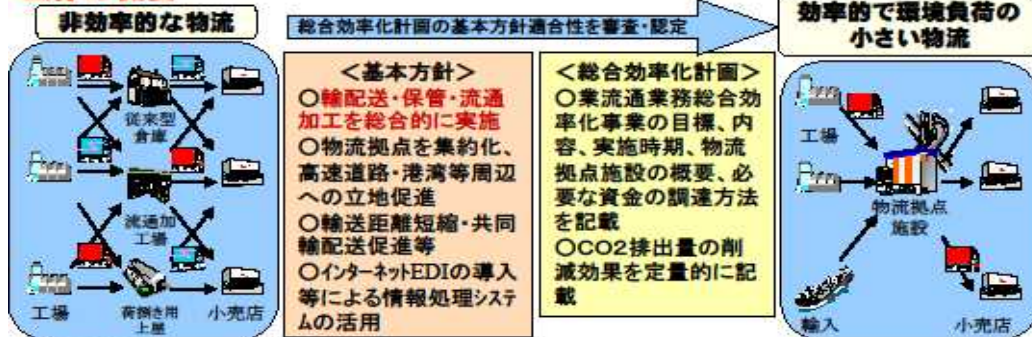
I. 地球温暖化問題への取り組み

流通業務を総合的・効率的に実施する事業者への支援措置について

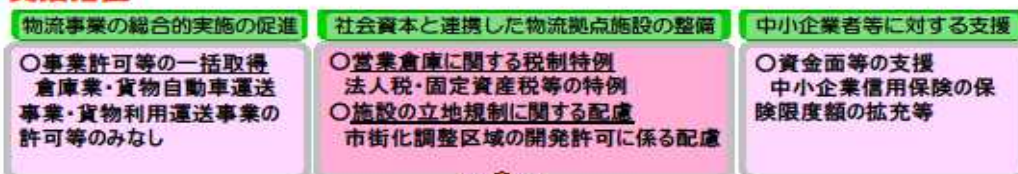
「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年10月施行)

物流拠点施設の整備等による流通業務の総合化及び効率化を促進することによって、物流改革の推進、環境負荷の低減、地域の活性化を図る。

法律の概要



支援措置



社会資本整備の進展 (国際物流基幹ネットワークの構築、国際拠点港湾・空港の機能向上等)

効果1: 物流改革の推進

- 国際競争力の強化
- コストの削減

効果2: 環境負荷の低減

- CO2排出量が2割程度削減

効果3: 地域の活性化

- 低未利用地の活用
- 地域雇用の創出

認定要件



(参考) 国土交通省物流効率化法HP: <http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05300.html>

※流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、基本方針、認定状況、申請書(見本)、申請の手引き等掲載

相談・申請窓口(大阪、京都、奈良、滋賀、和歌山)近畿運輸局交通環境部物流課 電話番号06-6949-6410
(兵庫) 神戸運輸監理部総務企画部物流施設対策官 電話番号078-321-3145

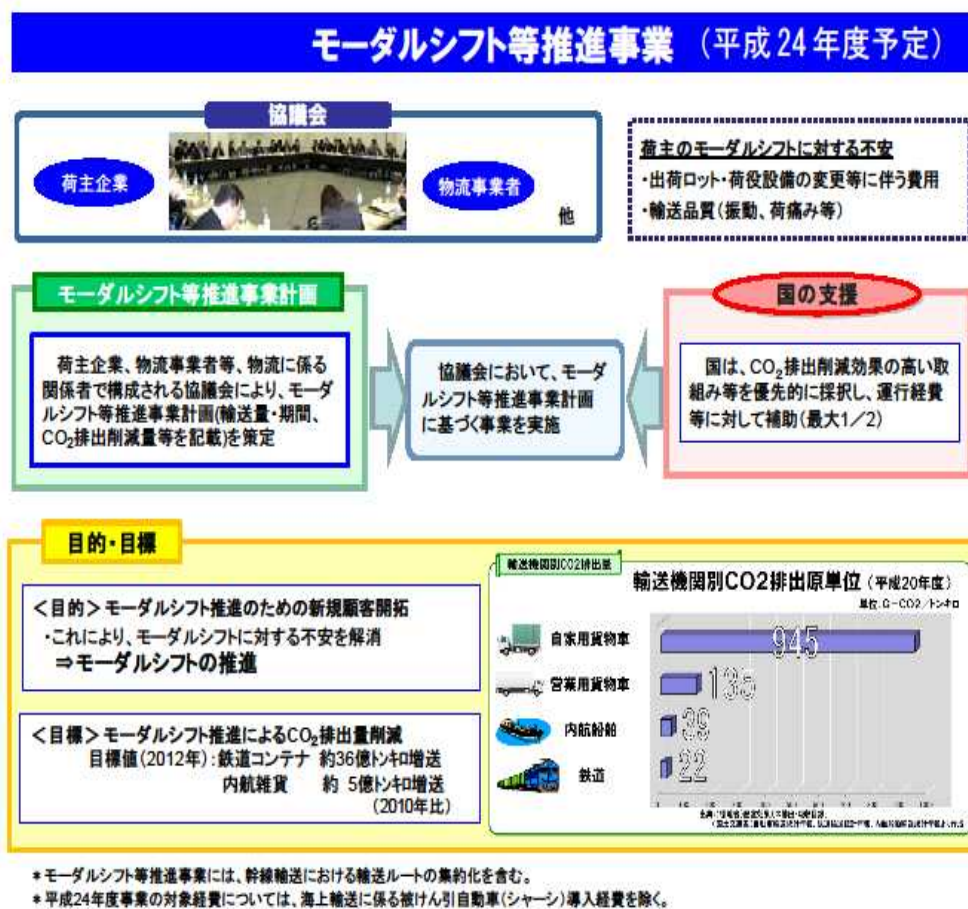
実績

平成17年10月1日施行
平成24年 3月末日現在
全国 168件認定
近畿 22件認定
神戸 13件認定

④モーダルシフト等推進事業の促進

「物流連携効率化推進事業費補助金交付制度」に代わって、平成23年度から新たに創設された「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により、荷主企業、貨物運送事業者等、物流に係る関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等の推進を図る取組を支援していく。

I. 地球温暖化問題への取り組み



【平成23年度の取り組みおよび評価】

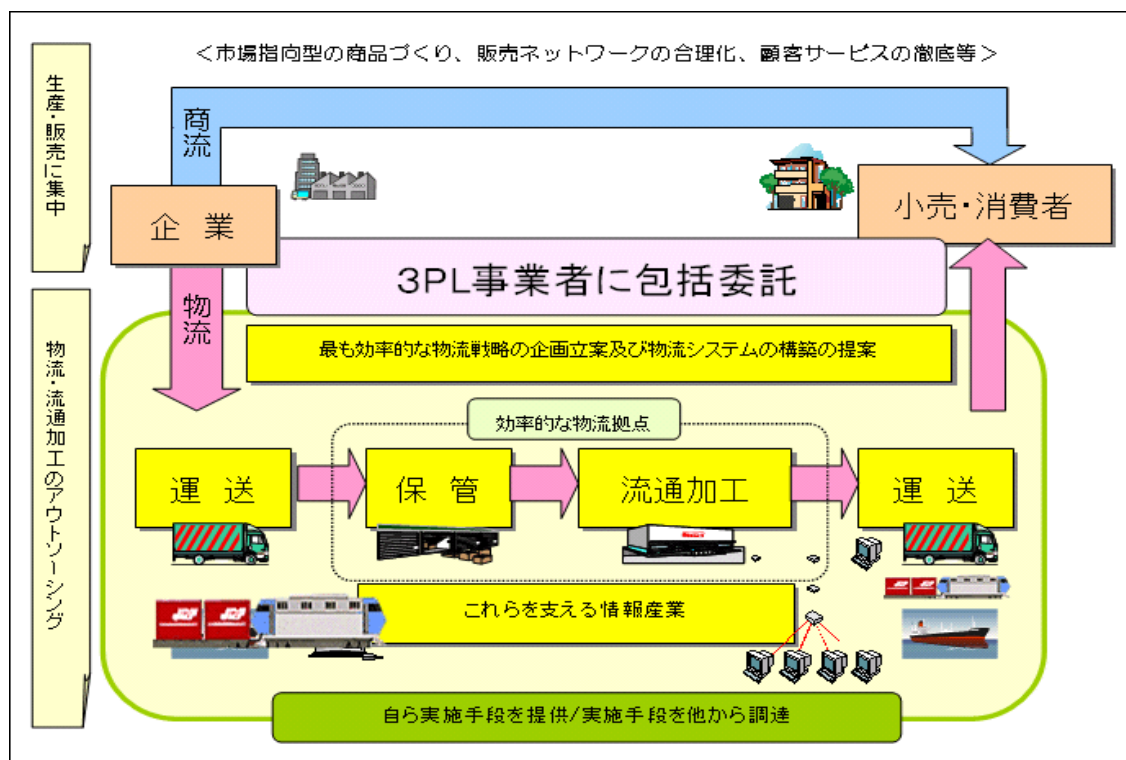
平成23年度から新たに創設された「モーダルシフト等推進事業費補助金交付制度」により募集を行い、本省において平成23年8月29日付け、及び平成24年1月25日付け（2次募集）で補助金の交付が決定された。

CO₂排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進する協議会に対し助成することにより、モーダルシフトを身近に考えてもらえる場を提供でき、実際にモーダルシフトしてもらうことによりなじみも深まり、いっそうのモーダルシフト推進へとつながっていくものと思われる。

⑤3PL（サード・パーティ・ロジスティクス）事業の促進及び人材育成の推進

3PL事業に携わる関係者と意見交換の場を持つとともに、引き続き、倉庫協会等、物流関係団体が開催する講演会や研修会等において講師を派遣する等、各機会を活用して3PL事業促進のためのガイドラインの周知や人材育成等に取り組む。

I. 地球温暖化問題への取り組み



【平成 23 年度の取り組みおよび評価】

倉庫管理主任者講習会及び研修会、(社)日本ロジスティクスシステム協会、倉庫協会等、物流関係団体が開催する講演会や研修会などに講師を派遣し、3 P L 事業促進のための各種ガイドラインの説明や人材育成の必要性についての講演等を行った。今後 3 P L 事業に携わる関係者の円滑な連携と事業促進の環境整備が課題である。

(4) 環境に優しい事業運営の推進

① 運送事業者のグリーン経営の推進

グリーン経営推進マニュアルを周知するとともに、運送事業者に対しグリーン経営認証制度の普及を図る。

全業種で、今年度に認証登録事業所数の 10%に相当する事業所がグリーン経営認証を取得することを目指して、関係団体等と連携して普及促進に努める。

自動車運送関係事業者

＜具体的推進事項＞

- ・環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・エコドライブの実施
- ・低公害車の導入
- ・自動車の点検・整備
- ・廃車・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

海事関係事業者

＜具体的推進事項＞

- ・環境保全のための仕組み・体制の整備
- ・エネルギー効率の向上
- ・大気汚染物質の抑制のための取り組み
- ・船舶及び施設等の整備・点検
- ・廃棄物の排出抑制、適正処理及びリサイクルの推進

I. 地球温暖化問題への取り組み

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

運送事業者の環境改善への取り組み意欲を向上させるグリーン経営認証制度の説明会を、平成 23 年度は 10 回開催した。

また、各種会議及びイベント等あらゆる機会を捉えて「グリーン経営認証制度」のパンフレットを配布するなど、認証登録事業者の拡大を図るとともにグリーン経営の普及に努めた。近畿 2 府 4 県の認証登録事業者は以下のとおりであり、今後も引き続き制度の普及を図っていく必要がある。

平成 24 年 3 月 31 日現在

	トラック	バス	タクシー	旅客船	内航海運	港湾運送	倉庫
事業所	781	56	44	2	6	26	129



②ECO整備（点検・整備）の推進

「点検整備の実施によるCO₂削減の効果」

自動車の点検整備項目にある、「エンジン・オイル及びオイル・フィルタ交換」、「エア・クリーナ・エレメント交換」、「タイヤ空気圧調整」の3項目を常日頃からチェックすることで、2%程度の燃費改善効果が確認されていることから、点検整備の確実な実施がCO₂削減に貢献することを、自動車点検推進運動において普及・啓発を行う。



エンジン・
オイル及び
オイル・フィル
タ交換

エア・クリー
ナ・エレメント
交換



タイヤ
空気圧調整



I. 地球温暖化問題への取り組み

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

自動車点検推進運動の各種イベント等において、参加者に対して E C O 整備の普及・啓発活動を行った。

③ 自動車整備事業者等に対する顕彰

今まで表彰した 2371 事業場も含め、改正した「環境保全優良自動車関連事業場等表彰制度」を運用することにより、使用済み自動車の適正処理等だけでなく、C O₂排出量削減の取組みの促進、自動車リサイクル部品等の更なる普及促進のため、より一層多くの事業場等に環境保全意識の醸成を図る。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

表彰事業者数 272 事業場

(局長表彰：74 事業場 支局長表彰：198 事業場)

過去 2 年連続して支局長表彰を受けた 74 事業場に対し、局長表彰を実施。制度創設以来支局長表彰・局長表彰あわせて 2371 事業場を他の事業場の模範として表彰し、自動車整備事業者等の環境保全への意識が一定程度定着したと考えられる。また、社会情勢の変化から、C O₂排出量削減の取組みの促進、自動車リサイクル部品等の更なる普及促進を図るため審査基準を改正し、平成 24 年 4 月 1 日から運用する。

④ 優良自動車運送事業者に対する顕彰

平成 13 年 5 月に創設した優良自動車運送事業者表彰制度に基づき、低公害車の導入、I S O 14001・グリーン経営認証の取得など自動車運送事業を通じて環境対策等の社会貢献を果たしている自動車運送事業者を表彰することにより、環境負荷低減の啓蒙を図る。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

表彰事業者数 タクシー 4 事業者 トラック 44 事業者

バス事業者はなかったが、自動車運送事業者の環境対策への意識向上を図ることができた。

⑤ 内航船・旅客船に対する省エネ機器等の導入促進支援策の推進

海上交通低炭素化促進事業補助制度を活用し、環境負荷の低減を促進する。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

環境負荷低減に資する海上交通低炭素化促進事業（改造等）を 9 次募集（8/31）まで実施
＜近畿実績＞

旅客船 申請件数 3 隻 1085 万円 交付決定 3 隻 1081 万円

貨物船 申請件数 8 隻 21 百万円 交付決定 8 隻 21 百万円

＜神戸実績＞

旅客船 実績なし

貨物船 申請件数 28 隻 105 百万円 交付決定 28 隻 105 百万円

全国では、118 隻 454 百万円（旅客船 25 隻 157 百万円・貨物船 93 隻 297 百万円）の補助金交付決定がなされた。

海上交通低炭素化促進事業費補助制度の「低炭素化改造等事業（平成24年度）」の概要（予算枠：2.6億円）

<1/2>

目的

「低炭素化改造等事業」に要する経費の一部を国が補助することにより燃費の向上等を図り、もって地域環境及び地球環境の保全を図るとともに、船舶運航事業等の活性化による経済の活性化及び地域の活性化を図ることを目的とする。

低炭素化改造等事業

- ・補助対象事業者は、船舶運航事業者、船舶貸渡業者及び内航海運業者であり、保有船舶に補助対象設備等の取付等を行う者。**※1**
 ただし、本事業による補助金の交付を受けた同一の保有船舶に同一の補助対象設備等の取り付け等を行う者を除く。本事業による交付決定の取り消し又は廃止承認を受けたことのない者を補助対象事業者として優先的な取り扱いを行うこととする（第10次公募においては、本事業による交付決定の取り消し又は廃止承認を受けたことのある者については、公募対象外。）。
- ・補助対象船舶は、
 【船舶運航事業の用に供する船舶】……… 一般旅客定期航路事業の用に供する船舶に限る。
 【内航運送をする事業の用に供する船舶】… 進水の日から申請時点までの年数が、耐用年数に1年を加えた年数以上の船舶は除く。
 ただし、当該船舶の進水の日から申請時点までの年数が、耐用年数から5年を減じた年数以上の船舶について優先的な取り扱いを行うこととする。
- ・補助対象経費は、補助対象設備等の価格及び補助対象設備等の取り付け等をするために要する作業費用が対象。
 なお、補助対象事業に係る「事業開始予定日」又は「事業完了予定日」については、次ページ「2. 交付決定通知」の項目の**※4**を参照。
- ・補助金額は、補助対象経費の1/3の額（補助金額が百万円未満の場合、不交付。）。
 ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象経費の1/2の額。
 (1) 保有船舶が、一般旅客定期航路（離島航路を除く。）に就航し、航路損益又は営業損益が過去3か年のうち何れか2か年以上赤字である場合。
 (2) 保有船舶が、一般旅客定期航路（離島航路を除く。）に就航し、旅客輸送人員、自動車航送台数又は営業収入が過去3か年のうち何れか2か年以上で対前年度比3%以上減少又は何れか1か年で対前年度比5%以上減少している場合。
 (3) 保有船舶が一般旅客定期航路（離島航路に限る。）に就航している場合。
- ・補助対象設備等：**要綱「別表第1」参照**（建造中、建造予定の船舶への設置等は補助対象外。）
 ただし、「別表第1」の「補助対象設備等」に掲げる1. から8. の設備のいずれかを含む事業を優先的な取り扱いを行うこととする（9. から11. に該当する設備の事業については劣後。）。
- ・「優先的な取り扱い」については、次の項目の順番にしたがって補助対象事業の優先順位とし、当該順位にしたがって交付決定を行い、予算額を超えることとなる時点で次順位にある補助対象事業に対しては交付決定を行わない。
 (1) 補助対象事業者
 (2) 補助対象船舶
 (3) 補助対象設備等

※1 定義：要綱「第3条」参照。本邦の港と本邦以外の地域との間又は本邦以外の地域の各港間において行われるものを除く。

⑥スーパーエコシップ等のエネルギー使用合理化船舶導入の推進

電気推進システムを採用し、環境に優しい船舶（スーパーエコシップ（SES））の建造を促進するとともに、その他エネルギー使用合理化船舶の導入を推進することにより、物流効率化と地球温暖化対策等の環境負荷低減を促進し、内航海運の活性化を図る。

【平成23年度の取り組み及び評価】

近畿管内の事業者において、平成21年度に2隻、23年度は1隻が就航している。

スーパーエコシップの建造実績を全国的に見ると、平成23年10月末現在、20隻就航し、今後も3隻の建造が予定されている。スーパーエコシップのさらなる普及を促進するためには、共有建造制度や補助制度の継続が望まれる。

I. 地球温暖化問題への取り組み

⑦環境対策セミナーの開催

平成 23 年度と同様に環境対策セミナーの開催に取り組み、CO₂排出量削減に向けた取り組みの普及啓発を図る。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

物流事業者に広く環境保全活動に取り組んでいただくことを目的に、先進的な取り組み事例や支援制度を紹介した。

H24. 1. 25 神戸市 参加 105 名

(5) 交通分野での環境保全に貢献のあった方々への顕彰

交通分野における環境対策の一層の進展を図るため、環境保全に著しく貢献のあった方々に対し、近畿運輸局長及び神戸運輸監理部長による表彰を行う。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

平成 23 年 8 月 29 日、平成 23 年度交通関係環境保全優良事業者等局長表彰を実施、京都市、佐用自動車(株)の 2 事業者を表彰し、本表彰受賞者の取り組み事例を一般に公表することにより、交通関係における環境対策の進展を図ることができた。



(6) 出前講座等による啓発活動の推進

① 出前講座の実施

1) 近畿運輸局の取り組み

別表のテーマで出前講座に取り組む。平成 23 年度から総合的な学習の時間が減少しており、より多くの学校から出前講座の依頼をいただけるよう、教育委員会に対して働きかけを行う。

分野	テーマ	講 座 概 要	対象者	所要時間	形式
組織	近畿運輸局の行政について	運輸局の組織とその業務について説明します。	高校生以上	1 時間	講義型
交通	地域公共交通の活性化・再生について	地域公共交通の現状と、活性化・再生への取組について説明します。	中学生以上	1 時間	講義型

I. 地球温暖化問題への取り組み

国際 観光	ウェルカム ジャパン (ようこそ日本へ)	訪日外国人観光客の促進について (多くの外国人観光客に日本に来ていただき、日本をよく知ってもらおう)	小中学生	1時間	講義型
観光	観光による地域 振興とは	観光振興のとりくみや旅行業行政について、わかりやすく説明します。	小中学生	1 時間	講義型
環境	地球温暖化とは !	地球温暖化の現状を理解してもらい、その対策として何が出来るのか一緒に考えて考えます。	中学生	5 0 分	講義型
バリアフ リー	バリアフリー学 習	バリアフリー法の概要や解説のほか、バリアフリーに関する「近畿地方」の現状や課題についてスライドやパンフレット等を使用し説明します。	高校生以上	5 0 分	講義型
物流	物流ってな～に ?	毎日の私たちの暮らしに必要なたくさんの“モノ”、いろいろな輸送方法で運ばれている“モノ”の流れを紹介します。	小中学生	1時間	講義型
	物流とは?	生産地から消費地に至るまでの物の流れ、輸送方法、物流にかかるさまざまな仕事の流れを紹介します。	高校生以上	1時間	講義型
	倉庫業及び関連 規則について	倉庫業法及びその関連規則について説明し同法に対する理解を深めていただきます。	物流・倉庫 関係者	1時間	講義型
	倉庫管理主任者 講習会において 倉庫業及び関連 規則等についての紹介	倉庫管理主任者講習会において、講習参加者に対し倉庫業法及びその関連規則並びに労働安全関係規則について説明し倉庫従事者に対する心構えと関係法令に対する理解を深めていただきます。	物流・倉庫 関係者	1時間	講義型

I. 地球温暖化問題への取り組み

物流	倉庫の種類と果たす役割	映像資料・パンフレットを活用して営業倉庫の仕組み役割を紹介します。	小学生以上	1時間	講義型
鉄道	人と地球環境にやさしい鉄道駅	わたしたちが日常利用する鉄道駅のバリアフリー、環境への取り組みについて、実際に駅施設の見学等をしていただきます。	小学生以上	1時間	体験型
	次世代に向けた鉄道技術	LRT、リニアモーターカー、フリーゲージトレイン等、新しい鉄道技術について紹介します。	小学校高学年以上	1時間	講義型
	京阪神圏内の新たな鉄道ネットワークに向けて	最近の開業路線について紹介します。	小学生	1時間	講義型
	鉄道のしくみと安全について	鉄道施設等の安全システムや保守、踏切での安全について紹介します。	小学生以上	1時間	講義型
自動車	事業用自動車の事故防止対策について	事故の減少率の低い事業用自動車の事故を削減するため、運送事業者等に対し近年の事故の傾向、それに対する防止策等を講義します。	運送事業者、運行管理者、運転者等	2時間	講義型
	指定整備事業に係る法令遵守体制について	毎年6月の不正改造車排除運動強化月間中において、指定自動車整備事業者に対し、指定整備事業に係る法令、特に不正改造車を指定整備扱いした場合の抵触法令や処分基準等を説明します。	指定自動車整備事業者	1～2時間	講義型
	自動車の点検整備について	自動車の点検整備について、法令や実例等を示しながら、その重要性を分かりやすく説明します。	一般の方	1時間	講義型

I. 地球温暖化問題への取り組み

自動車	自動車の検査・登録施設の見学	会議室にて自動車検査登録制度の概要について、資料を使って説明し、その後、自動車検査場において自動車の検査の流れを、庁舎において自動車検査証の発行を見学していただきます。	小学校高学年以上	2時間	講義・体験型
海事	大型フェリーってどんな？	停泊中のフェリーで「観て」「聞いて」「触って」体験型学習。 ・一般客が入ることができない船橋などの船内見学。 ・船長や機関長など大きな船を動かしているプロの話。 (受入の都合により人数に制限があります。詳しくはご相談下さい。)	小中学生	2時間	講義・体験型
	海運の重要性と船員の仕事について	実際に船に乗り組んでおられた方からの体験を交えたいろいろなお話を聞いていただきながら、海上輸送の重要性と船員の仕事について学んでいただきます。	小中学生	1時間	講義型
	船ができるまで	造船所の仕事について「船ができるまで」をご紹介します。	小中学生	1時間	講義型
	船の検査と登録とトン数について	船も車と同じように検査や登録が義務付けられています。 また、よく耳にする船のトン数とはなんでしょうか？ これらのことを分かり易く説明します。	中学生以上	50分	講義型
	マリンレジャーを安全に楽しもう～水上の運転免許証	水上オートバイやプレジャーボートを操縦するための免許について、マリンレジャーを安全に楽しむために守らなければならないことを含めて説明します。	中学生以上	50分	講義型
	外国船舶監督官の仕事（PSCってなんですか？）	日本に寄港する外国船舶による海難事故・海洋汚染防止を図るため、外国船舶に対して立入検査を行っている外国船舶監督官の業務について説明します。	中学生以上	50分	講義型

I. 地球温暖化問題への取り組み

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

出前講座を、小中学生だけでなく、業界団体を対象とした講座を開催し、対象範囲の拡大に努めた。

また、出前講座の周知活動として、奈良県、奈良市、生駒市、滋賀県、和歌山県、和歌山市の各教育委員会へ訪問し、学校等関係先へ周知を依頼した結果、県内教育委員会への周知、小中学校への周知、学習情報提供システムへの登録等の協力を得た。

【出前講座講義実績】

小学校	4校	328名
中学校	5校	379名
高等学校	5校	152名
専門学校	3校	117名
協会・協議会等	4件	116名

【施設見学・体験等】

- ・自動車検査登録及び検査場見学
 - 中学校 2校 6名
- ・青少年の海洋環境教室
 - 小学校 5校 201名
- ・マリンスクール
 - 小学生 23名
- ・フェリー体験乗船
 - 商船高専 1校 13名
- ・大阪湾クルーズ体験
 - 一般他 250名
- ・大阪湾フェリー見学会
 - 小学校 2校 147名
- ・南海フェリー見学会
 - 小学校・ろう学校 各1校 59名
- ・大阪水上バス「サンタマリア」体験航海
 - 小学校 1校 109名
- ・帆船「あこがれ」セイル・トレーニング
 - 中学校 1校 45名
- ・帆船「海王丸」中学生海洋教室（近畿運輸局・神戸運輸監理部共催）
 - 一般公募中学生 48名
- ・帆船「海王丸」見学会
 - 中学校 1校 77名
- ・親子で探検！造船所ってどんなところ？
 - 一般市民（親子） 13名
- ・船用工業工場見学
 - 高等学校 1校 64名
- ・船用工業技術研修会
 - 高等学校教諭 9名



I. 地球温暖化問題への取り組み

- ・水産系高校生内航船乗船体験
水産系高校 5校 16名

2) 神戸運輸監理部の取り組み

海運や造船、船員といった海事産業の理解を深めるために、これまで取り組んできた出前授業等の取り組みなどを継続するとともに、教師に対する出前授業なども企画していく。

	No.	講 座 名	対象者
総合	1	ものをはこぶ・ひとはこぶ	小学生
海運	2	船ができるまで	小学生
	3	船員さんの仕事	小学生
	4	安全と環境を守る船のしくみ	小学生
	5	海と港が仕事の舞台～神戸港～	小学生 中学生
自動車	6	自動車のはなし	小学生 中学生
	7	不正改造の防止について ～不適切な改造を施した自動車は、社会の迷惑となっています～	高校生
観光	8	「観光」は地域を元気にさせる	小学生
バリアフリー	9	心のバリアフリー	全ての層
環境	10	地球温暖化について	全ての層

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

小・中・高・大学生や一般市民を対象とした出前講座・施設見学の取り組みを進めた。

【出前講座、施設見学・体験等】

- ・倉庫等物流施設の見学
5団体 45人
- ・帆船「海王丸」中学生海洋教室（近畿運輸局・神戸運輸監理部共催）
一般公募中学生 48名

② 交通環境学習

1) 近畿運輸局の取り組み

交通がもたらす環境への影響に対する理解と環境負荷の小さい移動のために個人がなし得ることの認識を深める。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

H23.9.17 堺市 小学生の親子32組73人

交通エコロジー教室 ～堺エコロジー大学連携講座～

電車やバスが環境にやさしいことやクルマばかりを利用しても目的地には早く到着できないことを小学生にわかりやすく説明し、CNGバスや路面電車を体験することで、環境対策について理解・認識を深めてもらった。

I. 地球温暖化問題への取り組み



2) 神戸運輸監理部の取り組み

交通運輸の環境対策の啓蒙に取り組み、次代を担う小学生などを対象に、地球環境にやさしい交通について考えてもらう。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

H23. 8. 21 神戸市 小学4～6年生と保護者 36 人

CO₂の排出量の削減について、船舶などでも取り組んでいることを周知し、自然エネルギーの活用をソーラー電池で体験することで、環境対策について考えてもらうきっかけになった。

③ エコドライブの啓発

イベントやフェアにおいて一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行う。

エコドライブ 10 のすすめ

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 ふんわりアクセル「e スタート」 | 6 暖機運転は適切に |
| 2 加減速の少ない運転 | 7 道路交通情報の活用 |
| 3 早めのアクセルオフ | 8 タイヤの空気圧をこまめにチェック |
| 4 エアコンの使用を控えめに | 9 不要な荷物は積まずに走行 |
| 5 アイドリングストップ | 10 駐車場所に注意 |

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

自治体等が開催する各種イベント等において、啓発チラシを配布し一般ドライバーを対象にエコドライブの啓発を行った。



I. 地球温暖化問題への取り組み

3. 輸送分野におけるエネルギー使用の合理化の推進

(1) 改正省エネルギー法による省エネ対策の推進

運輸部門から排出されるCO₂削減に向け、平成18年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」（改正省エネルギー法）に基づき、特定輸送事業者指定された一定規模以上の輸送能力を有する輸送事業者には省エネ措置の中長期計画及びエネルギー使用量等の定期報告書の提出が義務付けられている。また、特定輸送事業者と同様、一定規模以上の荷主企業に対しても省エネの取り組みについて、計画書及び定期報告書の提出が義務付けられている。

【平成23年度の取り組み及び評価】

改正省エネ法に基づき、指定した特定輸送事業者の全てから定期報告書及び中長期計画書の提出を受けた。また、省エネ対策の実施状況を調査するため、特定輸送事業者8社に対して実態調査を実施した。

今後とも、特定輸送事業者及び特定荷主の省エネに向けた取り組み状況を調査するとともに、その取り組み内容を事業者間で共有させることにより省エネ措置の確実な実施を図っていく必要がある。

特定輸送事業者数

平成24年3月31日現在

	貨物			旅客				計
	事業用トラック	自家用トラック	船舶	鉄道	バス	タクシー	船舶	
近畿	37	11	3	7	11	11	2	82
神戸	—	—	2	—	—	—	—	2

4. 節電に関する取り組み

(1) 節電の推進

電力需給の逼迫に備えて、使用電力の抑制を図るとともに地球温暖化防止の観点から、節電の取り組みを推進する。

①大口需要家への節電取り組み依頼

1) 鉄軌道事業者への依頼

「電力需給に関する検討会合」の需給対策に基づき、機能維持への支障が生じない範囲で自主的な目標を設定し、節電を行うよう要請するとともに、事業者の業務部門（列車の運行に関する設備・機能を除く事務・間接部門）については、共通目標の節電を要請する。

2) 営業（冷蔵）倉庫事業者への依頼

「電力需給に関する検討会合」の需給対策に基づき、節電を依頼するとともに需給対策が実行されるよう調整を図る。

I. 地球温暖化問題への取り組み

また、営業倉庫における省エネ設備・技術の導入促進のため、S I I のエネルギー使用合理化事業者支援事業の活用を機会ある毎に周知を行い、省エネルギー化を進めていくため積極的に支援する。

②関係団体・事業者への協力依頼

「電力需給に関する検討会合」の需給対策に基づき、節電の協力要請を行うとともに、電力需給ピーク時に発出される「需給逼迫のお知らせ」について、関係団体を通じて関係事業者へ周知を行う。

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

自動車等から排出される窒素酸化物（NO_x）や粒子状物質（PM）による大気汚染については、排出規制等の施策により改善傾向にあるが、大都市地域においては依然として厳しい状況にあり、その解消に向けた施策が求められている。

このような状況において、CNGトラック・バス等の導入や、「自動車NO_x・PM法」に基づく事業者の指導、街頭検査による整備不良車の排除等により、大気汚染の解消を図る。

その他、船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として船舶検査等を実施する。

1. CNGトラック・バスの導入促進

(1) 普及啓発活動の推進

近畿黒煙ゼロ推進連絡協議会の活動
(継続事業)

- ・EV貨物車プロジェクトの支援
- ・低公害車普及促進に関する説明会及び展示・試乗会等の実施
- ・低公害車普及啓発活動の推進
- ・CNG大型トラックの普及促進
- ・低公害車の普及促進に関するシンポジウム（仮称）の開催

【平成23年度の取り組み及び評価】

近畿管内事業用CNGトラック・バスの補助金申請件数 (単位：台)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
トラック	343	139	77	53
バス	2	2	2	2

注) トラックには特種車を含む

2. 自動車NO_x・PM法に基づく事業者指導の実施

自動車NO_x・PM法に基づく一定規模以上の運輸事業者課せられている自動車使用管理計画実績報告書の提出を促進するため、機会ある毎にNO_x・PM法の周知を行うとともに未提出事業者に対し督促による指導を強化する。

提出された自動車使用管理実績報告書を集計し、同報告書に記載されたデータにより、低公害車の導入促進と適正運転の指導に活用する。

自動車使用管理計画書

対象事業者：自動車NO_x・PM法の対策地域内に30台以上の自動車を使用する自動車運送事業者

内容：NO_x・PMの排出量の計算、低公害車導入、車両走行量の削減、排出量の目標・適正運転の実施等の計画

計画期間：4年間（毎年実績報告）

Ⅱ．大気汚染問題への取り組み

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

自動車使用管理実績報告書の提出促進を図るため、機会ある毎にNO_x・PM法の周知を行うとともに、未提出事業者に督促による指導を行った。

提出された自動車使用管理実績報告書のデータを集計し、低公害車のより一層の導入促進と適正運転実施に活用した。

自動車使用管理実績報告書の提出状況

(平成 24 年 3 月末現在)

	大阪府		兵庫県	
	対象事業者	提出事業者	対象事業者	提出事業者
バス	2 6	1 1	1 4	4
タクシー	1 7 6	1 0 3	9 4	5 0
トラック	5 6 4	8 9	2 2 0	1 0 0

自動車NO_x・PM法の改正（平成 20 年 1 月 1 日施行）

自動車から排出される窒素酸化物（NO_x）及び粒子状物質（PM）の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号。以下「自動車NO_x・PM法」）は、NO_xやPMによる大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものである。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」）に指定し、自動車から排出されるNO_x及びPMの排出総量の削減に取り組んできた。これにより、大都市地域における自動車交通に起因するNO_x及びPMによる大気環境は改善傾向にある。

しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にある。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されている。そのため、自動車NO_x・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとした。

局地汚染対策の概要

(1) 重点対策地区の指定

都道府県知事は、対策地域内で大気汚染が特に著しく、局地汚染対策を計画的に実施する必要がある地区を重点対策地区として指定。

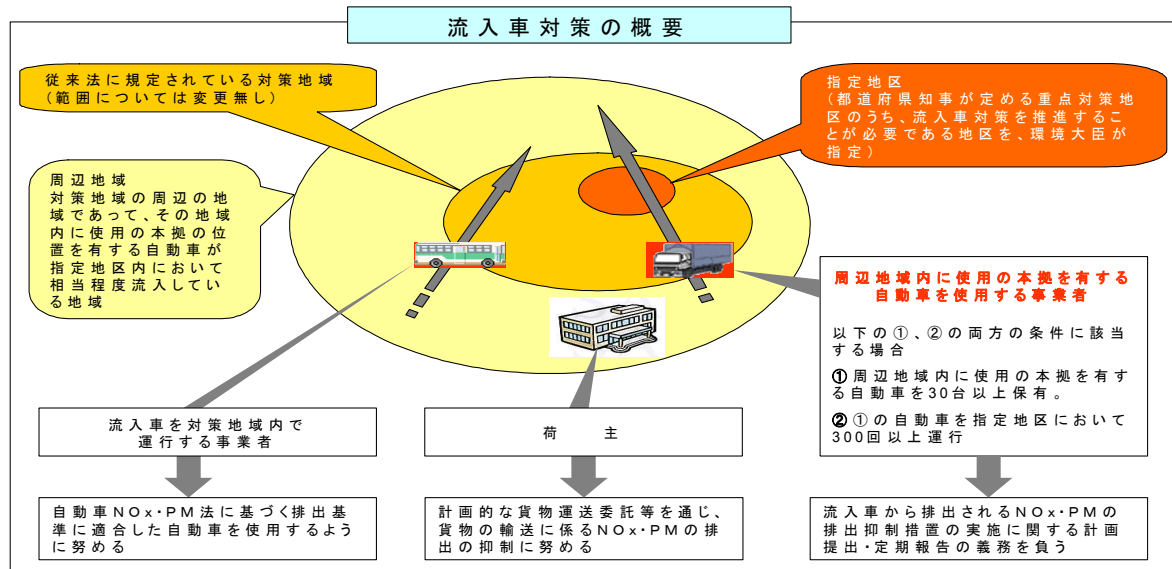
(2) 重点対策計画の策定

都道府県知事は、指定した重点対策地区に関する重点対策計画を策定し、当該重点対策地区における自動車排出窒素酸化物等による大気汚染の防止を図るための局地汚染対策を重点的に実施。

(3) 特定建物の新設に関する措置

重点対策地区内に新たな交通需要を生じさせる建物を新設する者は、自動車排出窒素酸化物等の排出抑制のための配慮事項等を届け出て適正な配慮を実施。

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み



3. ディーゼル車の点検の実施等

(1) ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施

(重点実施期間：6月及び10月)

平成24年度においても6月と10月を重点実施期間としてディーゼルクリーン・キャンペーンを全国展開し、街頭検査の実施及び迷惑黒煙通報制度を活用し、更なる環境対策を推進するとともに、最新の排ガス規制に適合した排ガステスター（オパシメーター）を使用し、目に見えない浮遊粒子状物質（PM）についての検査も実施する。



【平成23年度の取り組み及び評価】

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施

街頭検査実施結果

6月期	測定台数	43台、不適合台数	0台
10月期	測定台数	50台、不適合台数	0台
23年度合計	93台	0台	
		前年度不適合台数	2台減
(22年度合計)	115台	2台	

迷惑黒煙通報件数

4月～10月期	通報件数	15件、通知件数	12件
22年度4月～10月期	11件	11件	
		前年度通報件数	1件増



Ⅱ．大気汚染問題への取り組み

ディーゼルクリーン・キャンペーンの実施及び迷惑黒煙通報制度を活用して、一般ユーザーに対しディーゼル黒煙の有害性、改善対策等について周知するとともに、電光掲示板、チラシの配布等により広報活動を行った。

(2) 市民黒煙モニター制度の活用

近年のディーゼル排出ガス規制の強化等により、著しく黒煙を排出する車両は減少しているものの、依然として黒煙を排出している車両が見受けられることから、24年度においても、近畿運輸局と地方自治体が連携して設置したモニター制度（大阪府は平成14年6月、兵庫県は平成13年6月設置）を活用して監視活動を実施し、著しく黒煙を排出している自動車の使用者に対し、文書（ハガキ）により自主点検の啓発を行うとともに車両の改善を促すこととする。

【平成23年度の取り組み及び評価】

- ・大阪府、兵庫県とも通報、通知件数は減少傾向にある。通報された迷惑黒煙排出車両の使用者に対しては、点検整備等の必要性を促すとともに、車両の改善をするよう指導を行った。
- ・新たに21名の市民モニターを増やした。

＜モニターからの通報結果＞

	平成22年度	平成23年度	対前年度比 (%)
通報件数	22件	17件	22.7%減
通知件数	19件	14件	26.3%減

市民モニターによる通報、通知件数は年々減少しており、近年の排ガス規制の強化及び啓発活動等による環境改善の効果は現れているものと思われる。しかしながら、依然として黒煙を排出する車両があることから、更なる環境改善を推進するため、市民モニター制度を活用した監視活動を行った。

4. 街頭検査の実施

依然として、不正改造車が社会問題となっていることから自動車社会の秩序維持と安全の確保、環境の保全のため、24年度においても引き続き街頭検査を積極的に実施し、整備不良車や不正改造車の排除、撲滅に努める。

特に、大気汚染問題への取り組みとして、ディーゼル車の黒煙検査や燃料検査についても、積極的に取り組むこととする。



【平成23年度の取り組み及び評価】

街頭検査の実施状況

回数	713回(うち燃料検査回数 27回)
検査台数	17,403台(うち燃料検査台数 223台)
整備命令交付台数	323台(うち燃料検査台数 1台)

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

平成23年度においても整備不良車及び不正改造車の排除のため街頭検査を積極的に実施し、検査目標台数14,500台に対して検査台数が17,403台（目標台数の20%増）であり、その1.9%が整備命令交付となった。

また、不正軽油使用の排除のための燃料検査を行い、硫黄分濃度が基準以上の1台について整備命令を発令するとともに、他1台に適正燃料使用を促す警告書を交付した。

街頭検査で実施する騒音、排ガス検査を通して、自動車使用者に対する大気汚染問題に係る意識の高揚及び、整備不良車や不正改造車の危険性について、指導、啓発が図られた。

5. 国道43号等の沿道における環境改善

国道43号等の沿道における公害問題の代表的な訴訟である「尼崎大気汚染公害訴訟」については、平成12年1月の神戸地裁判決を受けて、同年12月に和解した。その後、大型車の交通の転換が図られていないなど和解条項不履行として平成14年10月にあっせん申請がなされ、平成15年6月に、①大型車の交通量低減のための調査、②環境ロードプライシングの試行内容の充実、③大型車交通規制の可否の検討要請、を実施することなどを内容とするあっせんが成立した。

その後、平成24年3月に、大型車に中央分離帯寄りの車線走行を促す独自ルールの新設が合意された。

近畿運輸局としては、国道43号等の沿道における環境改善を図るため、CNGトラック・バス等の導入促進、NO_x・PM法に基づく事業者指導等とともに、以下の取り組みを実施する。



(1) 尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーンの実施

近年の排出ガス規制の強化及び大阪府、兵庫県のNO_x・PM規制不適合車流入規制等の効果により、国道43号線尼崎地区の交通環境はかなり改善されてきているものの、依然黒煙を排出している車両が見受けられるので、整備命令件数が0件となるように、24年度においても更なる環境改善に向け、関係行政機関と協力のもと「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン」を積極的に推進し更なる環境改善を図っていく。



【平成23年度の取り組み及び評価】

尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン街頭検査実施結果
実施回数 14回

Ⅱ. 大気汚染問題への取り組み

検査台数 156 台(うち黒煙検査 131 台、不正軽油検査 127 台)
 整備命令 9 台(うち黒煙関係 1 台、不正軽油(警告) 0 台)
 ※整備命令 9 台については、球切れ等の車両の不具合によるものを含んだ台数である。

今年度も毎月 2 回の街頭検査を計画し、ディーゼル黒煙及び不正軽油等の検査を行ったが、雨天中止が多く結果、実施回数は 14 回となり、156 台について検査を行い、黒煙に関する整備命令件数が今年度は 1 台であり、22 年度の 6 台から 5 台減となった。

今後も尼崎地区排ガスクリーンキャンペーンを推進し、更なる環境改善を図っていく必要がある。

(2) 迂回運行の要請

関係行政機関等と連携して「国道 43 号・阪神高速神戸線における大気汚染改善に向けた交通需要軽減キャンペーン」を展開し、トラック事業者・団体に対し阪神高速湾岸線への迂回を要請していく。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

国道 43 号・阪神高速 3 号神戸線における大気汚染改善に向け、第 13 回交通需要軽減キャンペーンを平成 24 年 2 月 1 日～29 日まで実施し、トラック事業者等に阪神高速 5 号湾岸線への迂回を要請した。

トラック事業者や荷主企業等への継続的な要請活動により、国道 43 号周辺の環境改善に向けて迂回通行への認識が徐々に深まっているが、一部の地域で環境基準を超過するなど、依然として厳しい状況となっており、引き続き取り組みが必要である。



6. 船舶からの大気汚染物質の排出規制業務の円滑な実施

外国籍船に対して実施するポートステートコントロール (PSC) において、海洋汚染防止条約に基づく、窒素酸化物や硫黄酸化物の大気汚染物質に関する規制並びに船舶発生油焼却等による大気汚染防止のための設備に関する適正な検査を実施する。

海洋汚染等防止法に基づく船舶からの排出ガスによる大気汚染対策として、機関の維持管理状況を確認する。

また、オゾン層破壊物質を含む設備の新規使用を禁止するため、定期的検査時に立入検査を行う。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

外国籍船に対して実施するポートステートコントロール (PSC) において、海洋汚染防止条約に基づく、窒素酸化物や硫黄酸化物の大気汚染物質に関する規制並びに船舶発生油焼却等による大気汚染防止のための設備に関する立入検査を実施し、51 件の欠陥を指摘し改善指導を行なった。

立入検査実績 741 隻 (近畿運輸局 431 隻)、(神戸運輸監理部 310 隻)

Ⅱ．大気汚染問題への取り組み

内航船等の定期的検査時に立ち入り検査を実施した船舶に使用されているオゾン層破壊物質設備について「立入検査記録簿」を交付した。

立入検査実績 134 隻（近畿運輸局 120 隻）、（神戸運輸監理部 14 隻）

外国船舶に対する大気汚染問題への取り組みは、平成 17 年 5 月 19 日からポートステートコントロールにおいて、オゾン層破壊物質等船舶からの排出規制に関する大気汚染防止設備及び燃料油の適合性に関する検査を行っており、最近の世界規模での地球温暖化やCO₂ 排出規制の高まりを受けて、船舶の所属国や外国の船員にも環境意識が浸透してきているが、検査においては欠陥の指摘がみられた。指摘した欠陥について指導の結果、大気汚染防止に関する認識を高めさせることができた。

内航船等に立入検査記録簿を交付することにより、オゾン層破壊物質新規使用の禁止を周知するとともに新設を防止する効果があった。

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

循環型社会の構築に向けては、廃棄物の発生の抑制や資源の再使用、再利用を進め、資源循環の環境を形成することが重要であるため、自動車リサイクル、FRP船リサイクルを推進するとともに、環境負荷低減型の静脈物流システムの構築を目指し、国の関係機関、地方自治体との連携・協力を図りながら、以下の対策に重点的に取り組むこととする。

1. 自動車リサイクルの円滑な推進

(1) 自動車登録関係業務の円滑な実施

自動車リサイクル法の施行に伴う新抹消登録制度の適正な運用を図り、関係行政機関とも連携し、使用済み自動車の不法投棄の防止や資源のリサイクルに努めてきたところであるが、本年度においても、引き続き永久抹消登録及び解体届出に伴う自動車重量税還付金が迅速かつ確実に所有者等に還付されるよう関係機関と連絡を密にする。

自動車リサイクル法

(「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」平成14年7月公布、同17年1月1日施行)

概 要

- ・自動車製造業者を中心とした関係者の役割分担
- ・自動車所有者のリサイクル料金の負担
- ・電子マニフェスト（移動報告）制度の導入による情報管理システムの構築

道路運送車両法の改正（平成14年7月公布、同17年1月1日から施行）

概 要

- ・登録自動車の永久抹消登録（法第15条）及び一時抹消後の解体届出（法第16条）は、自動車リサイクル法の使用済み自動車の処理状況を報告した「移動報告（電子マニフェスト）」の情報により適正な解体処理が確認されたものについて行う。

【平成23年度の取り組み及び評価】

自動車重量税還付制度については、還付金の計算方法、還付時期等問い合わせが多く、これに対応するため、国税局と連携し、運輸支局等における手続きの際には、国税局作成のリーフレットを申請者に配布し、また、事務所内に掲示するなどしてユーザーに対する周知を図った。

前年度に引き続きリーフレットについては、より分かりやすい内容にするため、国税局と調整を行いリニューアルした。

また、平成24年1月の自動車登録検査業務電子情報処理システム（MOTAS）の更改に併せて申請書の改善を行った。

一時抹消登録車両の大量所有者の大幅な減少や、最終的な処分について解体の割合が輸出に比べて増加している等の最近の現状から、一時抹消登録後の適正な解体処理が進んでいると思われる。

また、これらのことから自動車重量税還付制度の適正な運用がなされてきていると考えられる。

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

(2) 自動車整備事業者における対応

自動車整備におけるリサイクル部品の利用促進

自動車リサイクル制度は法（平成14年法律第87号）が施行された平成17年度以降、順調に機能し、一定程度定着している。今後も引き続き安定的に運用されるよう、さらなるリサイクル部品の普及促進を図る。

具体的には、「環境に優しい自動車関連事業推進協議会」の活動等を通じ、改正した顕彰制度を活用し、リサイクル部品の積極的な利用を促し、さらなる普及促進の意識を醸成する。

【平成23年度の取り組み及び評価】

研修会、「環境保全優良自動車関連事業場表彰」推薦事業場に対する現地確認などあらゆる機会を通じてリサイクル部品の利用促進を指導した。

自治体とともに「自動車リサイクルシステム」への登録・使用マニュアル類を活用し、登録、使用済み自動車の適正処理を指導した。

自動車分解整備事業者等に対し、リサイクル部品の利用促進を自動車ユーザーに働きかけるよう周知ができた。

また、自動車リサイクル法に基づく使用済み自動車の適正処理を実施するよう指導し、制度の定着に貢献した。

自動車リサイクル部品の利用促進のためのガイドライン（国土交通省平成14年3月公表）

概 要

自動車整備事業者等がリサイクル部品を調達する際の注意事項、リサイクル部品の品質確保のための確認事項、自動車ユーザーへの対応事項についてとりまとめたもの。

- ・リサイクル部品発注時、部品供給事業者への正確な情報（自動車検査証及びコーション記載事項等）の伝達
- ・リビルト（再生）部品使用時、部品供給事業者のリビルト作業内容の確認（部品の分解、修理、検査等）
- ・リユース（再利用）部品利用時の最低限実施すべき点検項目の確認
- ・リビルト部品及びリユース部品の保証期間、保証内容の確認
- ・自動車整備事業者等が自動車ユーザーへ果たす役割

Ⅲ. 循環型社会の形成に向けた取り組み

2. FRP船リサイクル



FRP船リサイクルの推進

関西地区廃船処理協議会においては、地方自治体の沈廃船処理の際の本リサイクルシステム活用に向けて、引き続き要望を聞き、意見交換を図る。

また、一般ユーザーに対する本リサイクルシステムの周知広報のためにも、今後とも地方自治体にHPや広報誌への掲載等を依頼していく。

さらに、一般ボートユーザーの大半が利用するであろうと考えられるプレジャーボート等の販売店に対しても、本システムの周知広報活動の協力を依頼していく。

【平成23年度の取り組み及び評価】

関西地区廃船処理協議会において、参加する地方自治体から沈廃船を含む不法投棄船の現状について情報収集するとともに廃船の処理計画等について意見交換を行い、地方自治体による廃船処理の際の、本リサイクルシステムの積極的な活用を依頼した。また、一般ボートユーザーへの使用済みとなったFRP船の廃船処理を行う際に、本リサイクルシステムが活用されるよう、関係自治体へHP、広報誌等への掲載を引き続き依頼した。

さらに、一般ボートユーザーにより近いところでも周知広報ができるよう、プレジャーボート等の販売店にも協力依頼を行った。

地方自治体関係者に対しては、協議会での依頼に加え、個別に担当者を訪問し積極的な広報を依頼することができている。協力を頂いている地方自治体は増加傾向にあり、中には本リサイクルシステムの案内リーフレットを漁業組合等に備え置くよう対応してくれるところもあり、地方自治体関係者に認識されるようになってきた。

また、プレジャーボート等の販売店にも周知広報活動の協力依頼をすることは、広く一般ボートユーザーに認識してもらうのに寄与すると考えられる。



Ⅳ．海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

海洋汚染の防止については、国内はもちろんのこと、各国が協調して取り組むことにより、十分な効果が期待できるものであり、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」や国際条約（海洋汚染防止条約）に基づいた規制がなされている。

近年、タンカーによる大規模な油流出による海洋汚染事故は世界的な環境問題となっており、海洋環境の保全をより一層確実にするため、国際条約の改正によりタンカーのダブルハル（二重船殻）化の早期導入など、対策が推し進められ、また、放置座礁船対策として入港する外航船舶にP I保険の加入を義務付けているところであるが、海洋環境に係わる諸問題の解決に向けて以下の対策を重点的に取り組むこととする。

1．海洋汚染問題への取り組み

① 外国船に対する海洋汚染防止設備等に関する検査の強化

油及び有害液体物質の汚染対策としては、海難事故等により海洋環境に重大な影響を与えるタンカー、危険物ばら積み船はじめ、事故を惹起する蓋然性の高い老朽船及び欠陥船に重点をおいた立入検査を行う。また、船舶からの糞尿及び生活ゴミ等の廃棄物の処理に加えて、有機スズ系塗料の使用に関する海洋汚染対策の強化を図る。

実施目標隻数：745 隻（近畿運輸局 435 隻 神戸運輸監理部 310 隻）



【平成 23 年度の取り組み及び評価】

海難等により海洋汚染に与える影響がより重大なタンカー及び危険物ばら積み船や、事故率の高い老朽船、P S Cにおいて欠陥指摘の多い国籍の船舶及び海外に売船される中古船舶等、海洋環境保全のため事故の未然防止に重点をおいたP S Cを実施した。油や有害液体物質等の海洋汚染に関する欠陥について指摘し、是正指導を実施した結果、海洋汚染防止・海洋環境保全に貢献した。



検査実績 741 隻（近畿運輸局 431 隻、神戸運輸監理部 310 隻）

欠陥指摘 193 隻（近畿運輸局 71 隻、神戸運輸監理部 122 隻）

② 海洋汚染防止設備の立入検査の実施

内航船等に立ち入り、海洋汚染防止設備の保守・管理状況及び、廃油の処理・管理状況の検査を実施する。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

海洋汚染防止設備義務船に関し定期的検査を実施しているところであるが、検査対象外の内航船に立ち入り、設備の保守・点検、廃油の処理・管理状況について検査を実施した。油による海洋汚染は社会的にも影響が大きく、立入検査を実施し海洋汚染防止設備の保守・管理、廃油の処理・管理状況をチェックすることは海洋汚染防止に有効であった。

IV. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

立入検査数 66隻 (近畿44隻、神戸22隻)

③ 廃油処理事業者への指導

船舶運航に伴い生じた廃油を処理する廃油処理事業者に対し、廃油処理施設への立ち入り等により廃油の適正な処理が行われるよう指導する。

【平成23年度の取り組み及び評価】

廃油処理事業全事業者に対し立入検査を実施し、点検指導を行った。廃油処理事業者の処理状況・管理状況に関して立入検査を実施することは、廃油処理が適正に行われることに効果があった。

立入検査数 15者 (近畿10者、神戸5者)

④ 油濁防止管理者養成講習の実施

船舶からの油の不正な排出の防止に関する業務の管理を行う「油濁防止管理者」を養成する講習を実施する。

【平成23年度の取り組み及び評価】

平成24年1月30日～31日に神戸運輸監理部において、油濁防止管理者養成講習を実施した。同講習を開催し油濁防止管理者を養成したことは、事業者及び管理者が海洋環境の維持・向上のための知識を習得するのに一役を担っている。

受講者10名 (修了者9名)



⑤ 入港外航船舶へのP I 保険加入状況の確認及び立入検査等の実施

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、我が国に入港する総トン数100トン以上の外航船舶には、P I 保険の加入が義務づけられている。

このため、管内に入港する外航船舶に対しては、港湾管理者、海上保安部等と連携を密にし、船主に対して責任の履行及び海洋汚染防止対策について引き続き指導の強化を図る。

【平成23年度の取り組み及び評価】

管内に入港する総トン数100トン以上の外航船舶に対して、船舶代理店からの入港通報に基づき船舶油濁損害賠償保障法への適合性を確認するとともに、立入検査等を実施し、保障契約を締結していない船舶等に対して行政命令を発出した。

船舶代理店からの保障契約情報について、船舶油濁損害賠償保障法への適合性を精査し、また立入検査を実施した結果、保障契約の未締結船舶の入港を未然に防ぐ等の成果が得られた。

- ・立入隻数 700隻 (近畿運輸局389隻、神戸運輸監理部311隻)
- ・命令発出隻数 2隻 (近畿運輸局 1隻、神戸運輸監理部 1隻)

Ⅳ. 海洋汚染対策・プレジャーボート関係利用環境対策

(内訳)

航行停止命令	0 隻 (近畿運輸局	0 隻、神戸運輸監理部	0 隻)
保障契約締結命令	2 隻 (近畿運輸局	1 隻、神戸運輸監理部	1 隻)
証明書備置命令	0 隻 (近畿運輸局	0 隻、神戸運輸監理部	0 隻)

2. プレジャーボート関係利用環境対策

プレジャーボート等の水域利用の適正化に向けた取り組みとして、引き続き関西舟艇利用振興対策連絡会議の充実を図り、関係者との意見・情報交換を深めると共に必要な対応の検討を進める。

また、水上バイクの安全利用等を推進する団体であるNPO法人PW（パーソナルウォータークラフト）安全協会等と連携し、PWCの水域利用のルール・マナー等の啓発活動を実施や環境負荷にかかる情報の把握に努めていく。

さらに、マリンレジャー愛好者が集まるイベント等においても、引き続き、水域利用適正化に向けた啓発活動を行っていく。

【平成 23 年度の取り組み及び評価】

平成 24 年 3 月、関西舟艇利用振興対策連絡会議を開催し、関係官庁・自治体、並びに、水上バイクの安全利用等を推進する団体であるNPO法人PW安全協会等とプレジャーボート及び水上バイク等の利用に関する意見・情報の交換を行ったほか、一般のボートユーザーが集まる関西フローティングボートショー等のイベントにおいて各種啓発活動を実施した。

また、淀川一津屋地区の水上バイクの利用実績等について、PW安全協会等、関係団体と情報の共有等に努めた。

関西舟艇利用振興対策連絡会議において、関係官庁、自治体、その他の関係団体等と水域の適正利用に関する情報交換等を行うとともに、最新のプレジャーボート及び水上バイク等の環境負荷低減に向けた取り組み等の情報の把握・共有ができた。

また、淀川一津屋地区の水上バイク利用実績や影響等については、例年に引き続いて、現状の把握を行っている。

今後についても、一般ユーザーへの更なる啓発が必要と考える。

お問い合わせ先

【近畿運輸局交通環境部 環境課】

〒540-8558

大阪市中央区大手前4-1-76

大阪合同庁舎第4号館

電 話 06(6949)6466

FAX 06(6949)6169

ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

【神戸運輸監理部総務企画部 企画課】

〒650-0042

神戸市中央区波止場町1-1

神戸第2地方合同庁舎

電 話 078(321)3145

FAX 078(321)3474

ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kobe/>